

# けんぽQ & A

## Series75

Q 前期高齢者（70歳から74歳）の方の第2段階の高額療養費制度の見直しについて教えてください。

A 平成30年8月から、「現役並み所得区分」については、所得の細分化と共にそれに見合った限度額の引き上げ、さらに一般区分については外来上限額の引き上げが行われました。

そして、一般区分については、1年間（8月から翌年7月）の外来の自己負担額の合計額に、年間144,000円の上限を設置されました。  
なお、自己負担限度額は14,000円から18,000円に引き上げられました。

H29.8～H30.7診療

区分	限度額	
	外来（個人）	
現役並み	57,600円	80,100円+1% <44,400円>
一般	14,000円 〔年間〕 14.4万円上限	57,600円 <44,400円>

H30.8診療～

区分（年収）	限度額	
	外来（個人）	
標準報酬月額 83万円以上 (1160万円～)	252,600円 + 1% <140,100円>	
標準報酬月額 53万円～79万円 (770～1160万円)	167,400円 + 1% <93,000円>	
標準報酬月額 28万円～50万円 (370～770万円)	80,100円 + 1% <44,400円>	
一般 (156～370万円)	18,000円 〔年間〕 14.4万円上限	57,600円 <44,400円>

参考：第103回社会保障審議会医療保険部会（平成29年1月25日）